

## 入札公告（電子入札）

次のとおり条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和6年4月16日

鹿嶋市長 田口伸一

### 1 入札対象工事

- (1) 工事名 5国補鹿上水第1-10号 配水管布設工事
- (2) 工事場所 鹿嶋市宮津台地内
- (3) 工事概要

配水本管材料労務φ600	一式
配水本管材料労務φ350	一式
土木工事	一式
交通誘導員	一式
- (4) 工期 本契約締結日の翌日から270日間
- (5) 予定価格 173,360,000円（消費税及び地方消費税を含まない）
- (6) 調査基準価格の設定 あり

- 2 入札参加形態等 2者による特定建設工事共同企業体のみ  
電子入札、取り降り（本公告14（1）を参照）

### 3 入札参加資格

本工事については、構成員すべてが次の各号に掲げる入札参加資格を満たしているものとする。但し、(7)～(8)を除く。

- (1) 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）の構成員は、土木一式工事の建設業許可を取得してから営業年数が3年以上であり、令和5・6年度鹿嶋市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 構成員の出資比率は、30パーセント以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく鹿嶋市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 入札参加資格確認申請書類の提出期限から開札の時までの期間に、鹿嶋市建設工事請負業者

指名停止等の措置要領等の契約事務に関する規程に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者及び茨城県の指名停止措置を受けていない者であること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (6) 本工事において、複数の特定JVの構成員になることができない。
- (7) 代表構成員は、次の基準を満たす者であること。
  - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により土木一式工事に係る許可を有し、同法第27条の23に規定する経営事項の審査を受けている者であること。
  - イ 建設業法第15条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
  - ウ 公告日現在において、鹿嶋市内に本店を有すること。
  - エ 令和5・6年度鹿嶋市建設工事等入札参加資格者申請時の総合評定値通知書の土木一式工事に係る総合評定値及び主観点数の合計が800点以上であること。
  - オ 次に挙げる資格のうち、いずれかの資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者及び同法の規定による監理技術者の資格を有する者を専任で配置できること。
    - ①一級土木施工管理技士
    - ②一級建設機械施工管理技士
- (8) 第1構成員は、次の基準を満たす者であること。
  - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により土木一式工事に係る許可を有し、同法第27条の23に規定する経営事項の審査を受けている者であること。
  - イ 公告日現在において、鹿嶋市内に本店を有すること。
  - ウ 令和5・6年度鹿嶋市建設工事等入札参加資格者申請時の総合評定値通知書の土木一式工事に係る総合評定値及び主観点数の合計が380点以上であること。
  - エ 次に挙げる資格のうち、いずれかの資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者を主任技術者として本工事に専任で配置できること。
    - ①一級土木施工管理技士
    - ②二級土木施工管理技士
    - ③一級建設機械施工管理技士
    - ④二級建設機械施工管理技士
- (9) 本市の市税が課税対象となっている場合において、当該市税を完納していること。

#### 4 入札参加の申請等

- (1) 入札方法は、電子入札システム（以下「システム」という。）による。
- (2) 代表構成員が単体企業用として登録したICカードを使用して行うものとする。
- (3) 入札参加申請は、次に示す期間にシステムにより行い、併せて添付ファイルにある次の申請書等、及び関係資料を指定する方法により提出すること。

なお、期間中にシステムからの申請、申請書及び資料を提出しない者、又は一般競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

  - ア 提出書類 以下の書類を郵送または持参すること。  
※Aについては、システムでの参加申請時にも画像ファイル（.jpg等）にて添付すること。
    - ①申請書等

- A 一般競争入札参加資格確認申請書（JV用）
- B 特定建設工事共同企業体協定書（写し）
- C 技術者専任配置誓約書

②関係資料

- D 配置予定技術者資格証明書（写し）
- E 配置予定技術者の雇用関係を証明する書類（写し）
- F 総合評価値結果通知書（写し） ※1  
※1 「令和5・6年度入札参加資格審査申請時点のもの」及び「最新のもの」
- G 鹿嶋市税に未納がない納税証明書（公告日以降に発行のもの・原本※2）  
※2 同日の公告日及び入札開札日で先に開札する案件に参加する場合には写し可  
申請書及び入札に関する市の指定様式は、入札情報サービス（以下「PPI」という。）からダウンロードし使用すること。

イ 受付期間

- ① システムによる申請 令和6年4月17日（水）から令和6年4月26日（金）  
午前9時から午後5時まで（ただし、土日は除く。）
- ② 申請書等及び関係資料の提出期限 令和6年4月26日（金）  
※提出期限厳守（郵送の場合は期限までに市役所必着）

ただし、システムにより難しい場合には、紙入札方式参加承諾願を2部、及び提出書類を持参により提出し、紙入札方式の承諾を得ること。

なお、指定様式は、市ホームページの「電子入札について」からダウンロードすることができる。

ウ 提出先 〒314-8655 茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1  
鹿嶋市 総務部 総務課 契約検査室 行

エ 申請書及び資料の作成説明会  
行わない

オ 申請書及び資料のヒアリング  
行わない

- (4) 入札参加資格の確認は、鹿嶋市入札参加者資格審査会が行い、その結果は「様式第3号 一般競争入札参加資格確認通知書」により 令和6年5月7日（火）までに通知する。
- (5) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について書面をもって説明を求めることができる。なお、回答は書面をもって行う。

① 書面の提出先

〒314-8655 茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1  
鹿嶋市 総務部 総務課 契約検査室 行

② 書面の提出方法

郵送または持参

③ 書面の提出期限

令和6年5月9日（木）午後5時までに提出

④ 回答期限

令和6年5月10日（金）

- (6) 入札参加申請は、入札書の提出前であれば、取下することができる。  
このとき、システムによる届出、又は紙による取下の申請と電話連絡をする必要がある。

(1) 期 間 令和6年4月17日(水)から令和6年4月26日(金)  
午前9時から正午、午後1時から午後5時まで(ただし、土日は除く。)

(2) 方 法

ア 設計図書は、入札情報サービス(以下「PPI」という。)によりインターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。

URL : <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/>

イ 書面による設計図書の閲覧、又は一時貸出(CD-Rによる貸与を含む)を希望する場合は、総務部総務課契約検査室まで連絡すること。

連絡先 : 0299-82-2911 (内線 229)

(3) 設計図書等に対する質疑は、指定様式により電子メールで送信すること。

ア 期 限 令和6年4月26日(金) 午後5時まで

イ 回 答 令和6年5月7日(火)に、「PPI」にて公開する。

書面による閲覧は、鹿嶋市役所総務部総務課契約検査室にて、令和6年5月8日(水)の公開時以降とする。(予約制)

(4) 契約書(案)及び入札及び契約について定めている「鹿嶋市建設工事執行規則」、「鹿嶋市財務規則」等は、鹿嶋市役所総務部総務課契約検査室又は市ホームページの「例規集」において閲覧できる。

なお、試行実施による場合は、上記規定と異なる場合がある。

## 6 入札方法等

### (1) 入札方法

① 代表構成員がすべて行うものとする。

② システムによる入札(以下「電子入札」という。)、又は紙入札のいずれかとする。

③ 電子入札は、代表構成員が単体企業用として登録したICカードを使用して行うものとする。

④ 電子入札の際、必ず『企業体名称』を入力すること。

(例) ○○○○特定建設工事共同企業体

### (2) 入札書の提出

ア 電子入札の場合、次の期間にシステムにより提出すること。

① 提出期間 令和6年5月13日(月)から令和6年5月15日(水)

午前9時から午後5時まで

② 入札書提出期限当日におけるシステムの故障等、やむを得ない事情がある場合には、市長の指示によるものとする。

イ 紙入札の場合、郵送(一般書留・簡易書留郵便のいずれか)により提出すること。

① 到着期限 令和6年5月15日(水)午後5時 鹿嶋郵便局必着

② 郵送宛名 〒314-8799 日本郵便株式会社 鹿嶋郵便局留

(〒314-8655 茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1)

鹿嶋市 総務部 総務課 契約検査室 行

③ 入札封筒 入札書は市が指定する形式を満たす入札封筒に入れ、「のり付け」と「封緘」をしたものでなければならない。

※ 別添の「注意事項」を参照すること。

(3) 入札書の工事費内訳書の提出

ア 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

① 電子入札の場合、システムにより電子ファイルにて添付すること。（代表印不要）

※電子ファイルは県提供の「内訳書変換ツール」を使用し、テキストデータ化（.csv）されたもの又は画像ファイル（BMP, JPG, TIF等）を添付すること。

なお、事前に承諾を得た場合には、郵送（一般書留・簡易書留郵便のいずれか）により提出できるものとする。このときは、入札書提出期間内に鹿嶋郵便局必着とし、提出方法は上記の6, (2), イに準じるものとする。

② 紙入札の場合、入札書に同封すること。

イ 工事費内訳書の様式は、設計図書等に準じて作成すること。

ウ 工事費内訳書における工事費の端数調整は、千円単位で行い、1万円単位で記載すること。（入札金額に対応する金額を除いては、この限りでない。）

エ 工事費内訳書は、返却しない。

オ 工事費内訳書は、落札者決定の審査対象とするものとする。

(4) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、鹿嶋市財務規則（昭和60年規則第6号）、鹿嶋市建設工事執行規則（昭和54年規則第7号）及び鹿嶋市電子入札試行要領の関係各条を遵守すること。

(5) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。

(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 一度提出した入札書の引換え、又は変更は認めない。

(8) この入札は、低入札価格調査の実施対象となる入札であるため、鹿嶋市建設工事低入札価格調査制度実施要綱（令和2年4月30日 告示第158号）の規定による。

調査基準価格の決定については、以下のとおり。

調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額（税抜き）の合計とする。

ただし、その額が予定価格（税抜き）の92%を超える場合と75%に満たない場合にあつては、それぞれ92%と75%とする。

A	直接工事費の97%	}	A + B + C + D
B	共通仮設費の90%		
C	現場管理費の90%		
D	一般管理費等（契約保証費含む）の68%		

7 入札書開札の執行日時・場所等

(1) 日 時 令和6年5月16日（木） 午前11時15分

(2) 場 所 鹿嶋市役所 総務部総務課契約検査室

- (3) 立 会 い 開札の立会いを予定する入札参加者は、開札日前日の午後5時までに契約検査室まで連絡すること。

## 8 落札者の決定方法

- (1) 最低の価格をもって申込みをした者の入札額が、予定価格の制限の範囲内である場合は、入札書開札執行日において、当該最低価格入札者を落札者と決定する。
- (2) 入札の結果、調査基準価格を下回る価格の申込みがあった場合には、落札を保留し、低入札価格調査を実施した後、落札者を決定する。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、システムのくじにより落札者を決定する。
- (4) 紙入札によるシステムの3桁の電子くじ番号は、立会人によるくじによって、入札参加申請順に無作為に付するものとする。
- (5) 入札書開札の状況は、次の場所に掲示する。

鹿嶋市役所 総務部総務課契約検査室の入札情報掲示板

## 9 現場説明会 実施しない。

## 10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 鹿嶋市水道事業会計規則により免除することができる。
- (2) 契約保証金 納付する。  
ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証証券の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

## 11 請負契約書 作成を要する。

## 12 支払条件

- (1) 前 金 払 鹿嶋市公共工事前払金取扱要項の規定により、請求することができる。
- (2) 中間前金払 鹿嶋市公共工事中間前払金取扱要項の規定により、請求することができる。
- (3) 部 分 払 有（鹿嶋市財務規則第158条の規定による。）

## 13 入札の無効 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- (1) 入札について不正の行為があった入札
- (2) この公告に示した一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 工事費内訳書の提出がない者の入札
- (4) 予定価格を上回る価格での入札
- (5) 市長の承認を得ず、又は指示によらない紙入札
- (6) 同一の案件において、電子入札と紙入札とを重複した入札

- (7) 入札参加者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札
- (8) 金額その他必要事項を確認しがたい入札（紙入札の場合に限る）
- (9) 入札者の記名押印のない入札（紙入札の場合に限る）※押印を省略した場合を除く
- (10) 指定の日時までには到達しない入札（紙入札の場合に限る）
- (11) 1件の入札について、入札書を2通以上提出した入札（紙入札の場合に限る）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、この公告及び注意事項等において示した要件などの入札に関する条件に違反した入札

#### 14 取り降り及びその他

- (1) 同一の公告日及び入札開札日の一般競争入札案件のうち、いずれかの落札者（落札候補者を含む）となった場合は、その後の入札を無効とする。  
特定JV参加型の入札無効とは、「既に落札者等となった特定JV参加者」の構成員が、「その後に行う入札の特定JV参加者」において、同一の組み合わせの構成員であった場合、その入札に参加した特定JV参加者は既に落札した特定JV者と扱い、これを無効な入札とする（これを「特定JV条件付き取り降り」とする。）。なお、次の事例による場合も同様とする。  
（事例：構成員ABCの3者特定JVで落札確定後、その後に行う入札において、次に示す参加者は無効。 ⇒2者特定JV（構成員AB）、（構成員AC）、（構成員BC））
- (2) 配置技術者の専任配置を要件とする本工事において、すでに他工事の配置技術者となっている者を本工事の配置技術者とすることはできない。
- (3) 入札に参加する特定JV数が3団体に満たない場合は、入札を中止する。
- (4) 入札をした者は、入札後、この公告、設計図書等、契約書（案）及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (5) 談合等の不正についての情報があった場合には、入札及び契約を中止または無効とすることがある。
- (6) 当該入札の落札者は、同一の入札に参加した者との下請負契約を、特別な事情がない限り控えるものとする。
- (7) 本工事に近接する工事（請負金額130万円以上）を施工中の請負人が本工事についても請け負った場合、間接工事費等を調整した額で変更契約を行うことがある。ただし、この場合における請負人とは2者特定JVによる同一構成員に限るものとする。
- (8) その他詳細不明の点については、次に照会すること。

問い合わせ：茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1 鹿嶋市 総務部 総務課 契約検査室  
電話：0299-82-2911（内線229） / FAX：0299-82-2934  
電子メール：keiyaku1@city.ibaraki-kashima.lg.jp  
市ホームページ（URL）：<http://city.kashima.ibaraki.jp/>